

動物との関係に応じた配慮の倫理的な重要性について

久保田 さゆり

はじめに

本稿の目的は、功利主義や義務論に基づいて導かれる動物への配慮の仕方が、ある場合にはわれわれの日常的な配慮のあり方とくい違うことを示し、さらに、日常的な配慮に大きく関わる要素として、人間と動物との関わり方の多様さに注目することで、動物倫理を論じるにあたって考慮されるべきある観点を提示することである。具体的には、野生動物や家畜、ペット¹を同様の仕方で配慮するべきだと主張する功利主義や義務論にたいし、人間との関係に応じて配慮の動機や内容に違いが生まれることを倫理的に評価する立場の可能性について論じる。本稿では特に、ペットとしての動物との関係において生じうるある特徴的な状況を、動物倫理全体に関わるポイントを提示するものとして検討する。

本稿の議論は次のようになる。はじめに、動物倫理における中心的な立場である功利主義と義務論について、動物の倫理的身分をどのように論じているか、またそれらの理論が主張する配慮の仕方がどのようなものかを概説し(第1節)、その問題点について論じる(第2節)。次に、責任という観点から動物との関わりについて論じるクレア・パーマーやヒラリー・ボックの議論を参照しつつ、ペットや家畜、野生動物との関わりについて、功利主義や義務論とは異なる仕方で論じるアプローチの可能性を検討する(第3節)。そのうえで、それらの議論によっても説明の難しい状況を提示し、その状況で必要とされる観点として、ニーズという概念について検討する(第4節)。最後に、その観点がもつ倫理的な重要性について、功利主義と対比することで、より明確にすることを試みる(第5節)。

1. 配慮の普遍性に基づくアプローチ

倫理学における主流の立場である功利主義や義務論は、配慮の普遍性を重視する。両者は対立する立場ではあるが、その点で議論の構造の重要な部分を共有しているといえる。ここでは、功利主義に基づく議論としてピーター・シンガーの議論²を、義務論に基づく議論としてトム・レーガンの議論³を見る。

功利主義者であるシンガーは、利益にたいする平等な配慮から、動物への配慮の必要性を導く。利益にたいする平等な配慮とは、利益は誰の利益であっても等しく利益と考え、ある行為によって影響を受ける者の利益に等しく重みづけをすることである。シンガーによれば、ある存在が利益をもつためには、その存在が快や苦を感じる存在であることが必要であり、また、快や苦を感じる存在であれば、その存在は何らかの利益をもつ。以上からシンガーは、人間だけでなく人間以外の多くの動物もまた快苦を感じるものであり、それゆえ利益をもつのであるから、その利益も配慮されねばならないと主張する。そして、動物の利益も人間の利益も、幸福の最大化のための計算対象として、等しく考慮に入れられる必要があるとする。

一方、義務論者であるレーガンは、固有の価値をもつ個体はその価値を尊重するように扱われねばならないという尊重原理について次のように論じる。尊重原理の適用対象となるのは、固有の価値をもつ個体である。そして、生の主体といえるような存在ならば、固有の価値をもつ。また、生の主体であるための条件は、一連の心的諸性質⁴をもつことであり、レーガンによれば、それらの心的諸性質は、人間と1歳以上の正常な哺乳動物ならば少なくとももつ。そのため、人間以外の一部の動物も、生の主体として固有の価値をもち、尊重原理の適用対象とされる。

両者の議論は以下のような共通点をもつ。どちらの議論も、まず、人間同士における倫理的配慮の根拠について論じ、次に、その根拠となる性質が人間以外の動物にも共有されていると論じる。功利主義によれば、快や苦を感じる能力が配慮に値するための根拠であり、それは人間以外の多くの動物ももつ能力である。義務論においては、レーガンによれば、生の主体として固有の価値をもつと認められるための条件である心的諸性質をもつことが配慮の根拠であり、

人間と1歳以上の正常な哺乳類ならばそれらの諸性質をもつとされる。両者の議論はともに、倫理的配慮の根拠となるそれらの性質をもつ存在にたいして、人間ではないという理由だけで配慮しないことは許されないと主張する。そして両者の議論は、配慮の根拠を、当の存在が独立にもつ性質に求める点で共通している。つまり、どちらの議論においても、配慮の根拠は、快苦を感じる能力や固有の価値といった、当の存在自身が他者の評価や他者の存在と独立にもつ内在的な性質に求められる。以上の論点を共有することにより、両者の議論はともに、対象がペットであれ家畜であれ野生動物であれ、等しく考慮に入れなければならないと主張することになる。対象自身のもつ能力が等しいにもかかわらず、人間との関わり方の違いに応じて配慮の内容を変えることは、その理論の主張する原理に沿わないこととされる⁵。

2. 普遍性に基づくアプローチの問題点

ある動物がペットであること、家畜であること、野生動物であることは、われわれの配慮に違いをもたらすべき要素ではないと本当にいえるのだろうか。野生動物とペットや家畜とでは、異なる仕方に対応する必要があると考える理由があるのではないだろうか。それらの動物の間に区別を設けない功利主義や義務論の議論は、特に動物への積極的な配慮に関して、人間と動物との実際の関わり方にそぐわない結論を導くことになる場合があるように思われる。以下では、その点について、家畜およびペットと野生動物との違いに注目しながら検討する。

まず、家畜やペットのように家畜化された動物⁶は、いくつかの点において野生動物と実際に異なっている。最も重要な相違は、野生動物と違い、家畜化された動物がその本性のうち人間への依存を含む存在であるという点である。しかもこの依存は、人間に由来する依存である。多くの家畜化された動物は、人間から食料や住まいを提供され、さらに他の捕食者の攻撃から保護されることにより、人間による関与のない自然の厳しい環境下で生きていく能力を失ってきた⁷。また、特にペット以外の家畜は、人間による飼育の目的により資するように、体重や出産数などさまざまな性質が、交配などにより人間に選択さ

れ、変化させられている。この変化もまた、人間による関与なしでの生存を困難にしている⁸。家畜化された動物は、特にその生存に関して、人間に決定的な仕方で依存している。これらの事実が、家畜化された動物と野生動物との間に倫理的な身分の差異を生じさせることになるように思われる。功利主義や義務論においては、少なくともこの事実が直接的に何らかの役割を果たすものとはみなされていない。しかし、後で見るように、この特徴は人間と動物との関係に違いをもたらすものである。

また、特にペットに関して顕著な仕方で、功利主義や義務論の提出する理由とは異なる理由から、功利主義や義務論によって要求される以上のことが人間にたいして求められるように思われる。まず、功利主義に基づくと、ペットが病気の時、その病気に対処すべきかどうかは、その病気を治すことによって生じる世界の幸福の総量と、その病気を治さないことによって生じる世界の幸福の総量とを比較考量することで決定される。もし、その病気を治すことによってかかる費用と医療資源とが、病気に苦しむ貧しい子どもたちを助けることに使われた方が幸福の総量が増大するとみなされたとすれば、ペットへの治療はすべきではないことになる。また、あるペットに配慮することが、その配慮によって影響を受けうるすべての存在の利益を考慮に入れた結果、世界の幸福の総量を減ずるわけではないが最大化に寄与するわけでもないと分かった場合、その配慮をなすための動機は、功利主義自体から導くことができない。しかし、自分が世話をするペットにたいして、そのような仕方で配慮の有無や内容を決定することは、われわれの実際の配慮のあり方とあまりにも異なっている。ペットは、飼い主と代替不可能な特別の関係を結ぶ存在であり、その死は取り返しのつかない悲劇であるように思われる。そのような存在の死や苦痛は、他の利害によって乗り越えられるようなものではなく、単なる快苦の計算で理解されるべきものではないだろう。

そして、義務論に基づいて人間に要求されることは、どんな生の主体も固有の価値をもたないかのような仕方で扱ってはならないということである⁹。このことは対象が野生動物だろうと家畜化された動物であろうと同様に求められる。しかし、通常、ペットを飼う人にはそれ以上のことが求められているように思われる。権利の侵害を防ぐわけでもなく、固有の価値の尊重にも関わらな

いような配慮，たとえば快適さへの配慮や身の安全への積極的な配慮などをペットにたいしてすることもまた，飼い主に求められるだろう¹⁰。

一方，野生動物については，特に功利主義による要求が過大なものになるように思われる。功利主義では，快や苦を感じるすべての存在の利益を考慮に入れて幸福の最大化を目指すため，野生動物にたいしても人間が積極的に関わる必要があることになるだろう。シンガー自身は、『動物の解放』において，肉食動物が獲物をとる際にもたらす苦痛をなくすために，肉食動物をすべて安楽死させることが正当化される可能性について触れ，それを否定する¹¹。つまり，肉食動物を意図的に全滅させることは，生態系を狂わせることになり，最終的に苦痛の量を増やしてしまうとし，自然の環境の多くは人間の手に負えるものではなく手出しをすべきではないと結論する。この議論は非常にもっともであるが，次のような，もっと普通に考えられそうな例についてはどうだろうか。われわれは苦痛の総量を減らすために，サバンナを巡回し，けがのせいで捕食されることや餓死を免れえない状態になった動物を探し安楽死させてまわるべきなのだろうか。そのままで死んでしまう存在を安楽死させるのであるから，生態系に与える影響はほとんどないだろう。このようなとき，功利主義に基づく，幸福の最大化に寄与するのであれば，野生動物に介入すべきだということになるはずである¹²。この主張は，われわれの日常的な理解と大きく異なるように思われる。われわれは通常，野生動物に不当に害を加えるべきではないと考えるとしても，野生動物の苦痛を減らすべく積極的に行動すべきであるとは考えない。野生動物には野生動物同士の世界があり，そこに人間が介入すべきではないと考える方が，無理がないのではないだろうか。

ただし，少なくともこの点に関して，義務論からは，それほど議論含みの主張は導かれずに思われる。義務論によれば，野生動物の一部も，他の生の主体と同等の権利をもつと主張される。しかしながら，道徳的行為者と道徳的受動者が区別されるというレーガンの考えに従えば，肉食動物が草食動物を捕食したとしても，そこに不正があるとはみなされない。われわれに求められることは，生の主体をその固有の価値を尊重しない仕方では扱わないということであり，動物同士の間で生じた事態にたいして，われわれが何らかの対応をする義務をもつことはない。

以上のように、功利主義や義務論はいずれも、野生動物も家畜やペットも等しく考慮に入れることを求めるため、人間と動物との関わりについて、場合によっては現実の状況とそぐわない主張をしようということを確認した。以下では、功利主義や義務論による主張とは異なる観点を導入する論者を参照しつつ、野生動物と家畜化された動物の区別を倫理的に重要なものとして積極的に論じる可能性について検討する。

3. 野生動物と家畜化された動物——責任に基づくアプローチ

クレア・パーマーは、人間との関係の有無によって有意味になる野生動物と家畜化された動物という区別もまた、直接に道徳的に考慮されるべき要素であると考え¹³。それは、家畜化された動物が人間によって意図的に脆弱な存在に変えられた動物であるということによって、人間に家畜化された動物にたいする特別な責任が生じると考えるからである。また、その脆弱性をもたらした制度から利益を得ることによっても、その存在にたいする責任が生じるとパーマーは主張する。現代の人ならばほとんどが家畜化という慣習から利益を得ているため、ほとんどの人が、すべての家畜化された動物にたいして責任を負っていることになるだろう。ただし、家畜化された動物から利益を得ることを拒否すれば、責任は負わないことになるかとパーマーは論じる¹⁴。一方、野生動物に関してパーマーは、もしもわれわれが野生動物に何らかの責務を負うとしたら、野生動物を脆弱にしてしまうような制度や習慣、計画から何らかの利益を得ることで、野生動物への危害に与してしまった人に限られると主張する¹⁵。そのときには、そのような影響を与えた人やそこから利益を得た人が、脆弱になったその個体に配慮する責任を受けいれねばならない。人間との関係に応じて責務に違いが生じるとするこのような見解には、もっともな点があるだろう。この区別を、普遍性を重視する功利主義や義務論の主張する原理に基づいて直接説明することは難しいように思われる。

また、ヒラリー・ボックは、ペットが生存に関しても社会的なつながりに関しても飼い主に依存しているということ、そしてペット飼育という意図的な選択によって飼い主が責任を負うということを重視する¹⁶。ペットは十分な生を

送ることにに関して飼い主に依存している。ボックによれば、そのような存在であるペットを飼育することを選ぶということは、その依存から生じるニーズに対応する責任を引き受けることである。そのため、飼い主は、ある程度大きな犠牲を払うことになったとしても、ペットにたいし、適切な食べ物や居場所だけでなく、運動や医療、配慮や愛情といった基本的なニーズを満たし、適切なしつけを行う責務を負うとボックは主張する。この指摘もまた、非常にもっともなものである。われわれは自分が選んで行ったことへの特別な責任に基づいて行為する。そしてそのような行為は、倫理的に求められることとして記述されうる。ひとたびペットを飼うと決め飼い始めたならば、飼い主は、自分のペットにたいして他の個体にたいしてはもつことのない責務を負うことになるだろう。

これらの観点を、配慮の普遍性を重視する立場から説明することは難しいように思われる。ただし、義務論は、これらの指摘を受けいれることができるかもしれない。前者の指摘については、動物を脆弱にしてしまったという危害への補償の義務として、この区別を説明に組み込むことが可能であると考えられる。パーマー自身も、野生動物と家畜化された動物の区別は、他の理論的アプローチの文脈に組み込むことでうまく発展させることが可能であり、自らの見解が権利に基づく説明と相性がよいということを示唆している¹⁷。後者については、ペットへの責任を特別の義務として理論に組み込むことができるかもしれない。しかし、確かに自らの意図的な選択への責任という考えは義務論の枠組みになじみやすいといえるが、実際の人間と動物の関係は、ここで指摘された仕方とは異なる仕方でも成立しうる。

4. 遭遇という状況

パーマーやボックの議論は、われわれの意図的な選択によって成立した関係であることから導かれる責任という考えに基づいている¹⁸。しかし、人は常に自分の意図の範囲内で、家畜化された動物と出会うわけではない。次のような状況も容易に想像できるだろう。

あなたの家の庭に突然1匹の子猫が現れたとしよう。この子猫は飢えて、外

の寒さで震えている。この子猫を保護し飼うことは不可能ではないが、もし保護したら、まだ手のかかる子猫であるから、自分の時間を大きく取られることになる。さらには、ワクチン接種や避妊手術などで費用もかかるだろう。何か病気にかかっている可能性もある。しかし、その子猫は、あなたが何かをしないと死んでしまうという点で、非常に深刻な仕方であなたの助けを必要としている。子猫はおびえて警戒しているが、あなたに甚大な危害を及ぼす危険はない。そしてあなたはこれらのことを知っている。このような状況は、動物にたいする倫理的態度に関する、何らかの重要な要素を提示するように思われる。

このような状況で、子猫のために少なくとも何かをすべきだと考える人も、何もしなくてよいと考える人もいるかもしれない。前節で見た責任に基づくアプローチによれば、自分が家畜化という制度からならんら恩恵を受けていないのならば、あるいはその子猫を自分が意図的に生まれさせたのでないのならば、この子猫を助ける理由はないことになるだろう。しかし、たとえ自分に責任がない相手にたいしてでも、多少の犠牲を払ってまで何かをすることが倫理的に望まれることはあるように思われる。特にその状況が、何かをしなければ誰かが死んでしまうという状況だったとしたら、その存在が生きるために必要な何かをすることへの倫理的な要求のもつ力は、通常、大きな倫理的重みをもつとされる^{19,20}。少なくとも、その相手の必要としていることを自分が満たすことによって重大な害が生じるのでない限り、それを満たすために何かをした方がよいということがいえるはずである。つまり、この状況で重要な役割を果たす倫理的な要素は、遭遇した相手があなたにたいしてもつ深刻なニーズであるといえる。ニーズという観点から考えるならば、たとえ誰もその子猫への責任を負っていないとしても、深刻な仕方でも何かを必要としている状態にある存在は、倫理的配慮に値しうる。

もちろん、配慮の対象の種類とそのニーズの生み出す責務との関係については議論があるだろう。対象の種類として、人間と動物とではそのニーズが責務を生じさせるかどうかの違いがあると考えられる人もいるかもしれない。しかし、この遭遇という事例は、偶然的ではあるが直接的な関係にある者同士において、相手が深刻なニーズを訴えているという状況である。道徳的に重要な理由となっているのは、相手が害を被る存在であり、その相手が実際に深刻な害を被る

ことを避けられるかどうかがまさに自分にかかっているということである。相手が人間であっても動物であっても、その点に関して違いはない。当然、人間の間でも相手の状況や性質によって配慮の中身が変わるように、相手が動物であるということによっても、配慮の中身が変わることはありうる。しかし、相手が人間であるか動物であるかの差は、深刻なニーズへの配慮の必要性と直接には関係がないといえるだろう²¹。

加えてここで重要なのは、その子猫のもつニーズが、本質的に人間にたいして訴えられているものであるという点である²²。これによって、対象の種類の違いとして、家畜化された動物と野生動物との違いが際立つ。前述のように、猫や犬のような動物は、人間に世話をされることではじめて十分な生を生きられるような存在であり、その依存は、人間によって徐々にその本性が変えられたことによって生じたものである。もちろん、この子猫は現段階では誰のペットでもないが、猫という生き物である時点で、生存や充足した生に関して人間に依存し、人間にたいするニーズをもつ存在とみなされる。その意味で、猫は、現実に特定の人に飼育されているかどうかにかかわらず、ペットとしての動物であるといえる。そのような存在のニーズであることは、人間にたいして、それに対応する倫理的な理由をさらに与えることになるのではないだろうか。

以上の特徴は、ペットとしての動物に限られるものではない。家畜もまた、人間への依存をその本性としており、人間にたいするニーズをもつ存在である。家畜のニーズは、人間にたいして訴えられているものであり、それへの対応の必要性が人間にも比較的容易に理解されうるものである。家畜動物と期せずして出会うという状況は考えにくいだが、家畜と接する場合には、単に危害を与えないだけでなく、その深刻なニーズに対応する強い理由があるといえるだろう。またさらに、家畜化された動物は、その性質や状況をある程度詳細に知られうるという点で、野生動物と異なる。この点も、程度の差はあれ、ペットと家畜に共通する。家畜化された動物は、人間に助けられることをその本性とするうに、人間に慣れ、人間にその性質を知られている場合が多い。そのため、人間がそれらの動物を助けることには、それを止める大きな理由もないし、それほど特殊な知識や技量が必要なわけでもない。築かれている関係が濃いものになればなるほど、その対象をよく知ることになり、そのニーズに対応する理

由もより強くなるといえるだろう。

一方、野生動物は、人間への依存を本性とする存在ではない。また、野生動物のニーズにどのように対応したらいいのかということ、家畜化された動物のニーズにどのように対応したらいいのかということよりも難しい問題である。その個体に手を出すことが、その個体自身にとってよいことなのか、あるいはその群れ全体にとってよいことになるのか、何をするのがその個体を助けることになるのかといったことを人間が知ることは、難しいことのように思われる。そのため、たとえばけがをした野生動物に遭遇した場合には、その野生動物に危害を加えるべきでないだけでなく、その深刻なニーズに応答する理由も生じるかもしれないが、それでも、何らかの積極的な配慮をなさねばならないという理由は弱いものにならざるをえないだろう。

以上のように、ペットや家畜と野生動物とでは、人間との関係に本質的な違いがあり、そのことが倫理的配慮の理由としてわれわれに影響を与えると考えることができるだろう。このような観点を、功利主義や義務論から直接に導くことは困難であるように思われる。次節ではこの観点の重要性について、功利主義的立場との対比によって、より明確にすることを試みる。功利主義的立場によって遭遇の事例におけるニーズへの対応の重要性を主張することが仮に可能だとしても、その議論は、ここまでで論じてきた観点とは異なる観点からなされるものであり、本稿が提起する配慮の理由について説明することはないように思われる。

5. 功利主義による議論との対比

遭遇の事例は、ペットとしての動物との直接的な出会いの状況で、その特定の動物が自分に向けて訴えているニーズに対応するという点で、普遍的な配慮とは異なる特徴をもつ。しかし、その特定の子猫との出会いは偶然的であり、その関係が配慮につながることは普遍的な配慮や平等な配慮に反するというわけではない。そうだとすると、遭遇という直接的で個別的な関係を出発点に積極的配慮の必要性を論じる立場と、普遍性を重視する立場とでは、何が異なるのだろうか。

確かに結果的には、功利主義の枠組みからも、出会った特定の相手の深刻なニーズに対応することのもつ倫理的な重要性が主張されうるだろう。たとえば、規則功利主義的な立場ならば、自分が偶然に出会った相手を配慮するというルールを採用することが結果的に全体の福利を向上させると論じ、結果的に遭遇の事例において主張された配慮と同様の仕方での配慮の重要性を主張しうるかもしれない。しかし、功利主義に基づく配慮が重視するポイントは、本稿において重視するポイントとは全く異なるものになると思われる。それは、功利主義の議論が、最終的には功利性に訴えるものであるということによる。もちろん、功利主義においても功利計算の介入しない配慮は評価されうる。しかしそれでも、功利主義の枠組みで行為を評価することは、その評価の根拠としてその配慮のもつ功利性を考慮に入れることを伴う。そのため、功利主義においては、相手が自分に向けて訴えているニーズそのものが、倫理的に重要なものとして評価されているわけではない。つまり、助けるべき相手が自分の遭遇した相手であることは、功利主義の議論にとって本質的ではないのである。また、たとえ規則功利主義の観点から、偶然出会った相手への配慮の重要性を論じたとしても、功利主義の議論から直接に、対象が家畜化された動物であることのもつ倫理的な重要性は導かれまいだろう。したがって、功利主義に基づいた場合、結果的には、出会った相手への配慮の重要性を主張することになったとしても、相手のニーズ自体が重要であることや、相手が本質的に人間の助けを必要とする存在であることがわれわれに与える影響を、それ自体として指摘することにはならないだろう。本稿で示そうと試みたのは、ある存在が自分に向けて深刻なニーズを訴えているということが、その存在に倫理的な配慮をすべき理由として直接的な役割を果たすということである。

おわりに

われわれはさまざまな仕方で動物と関わっている。動物のなかには、野生動物も家畜としての動物もペットとしての動物もいる。本稿では、人間が動物を配慮すべきである理由において、人間への依存を本性としない野生動物と人間への依存を本性とする家畜化された動物との区別が、倫理的に重要な違いとし

て役割を果たす可能性について論じた。そのなかで、ペットとしての動物との遭遇という偶然的で直接的な関係の成立の場面を想定することで、深刻なニーズのもつ倫理的な重要性について検討した。そして、家畜化された動物のもつ深刻なニーズが、野生動物のものよりも、われわれにそれに対応するより強い理由を与えるということを指摘することで、野生動物と家畜化された動物とでは、それぞれ異なる仕方でも配慮をする必要があることを論じた。

このような観点は、功利主義や義務論の枠組みを覆すような観点とはいえないが、日常的な配慮のあり方を示すものとして、その重要性が説明されるべき観点であるように思われる。この重要性を十分に論じるためには、あるニーズが深刻なものであること、そのニーズが人間に向けられたものであることが、たとえば動物園の動物や実験動物のような存在と人間との関わりによどのような影響を与えるのか、また、動物の問題に限らず、遠くの知らない人への配慮の文脈においてどのような役割を果たしうるのかといったことについても検討する必要があるだろう。それについては稿を改めたい。

註

- ¹ 最近では、ペットという呼び方は侮蔑的であるとして、コンパニオンアニマル(伴侶動物)という呼び方を用いることがある。しかし、ペットという呼び方には必ずしも侮蔑的な意味が込められているわけではない。自分の飼い犬や飼い猫をコンパニオンアニマルとしてみなす飼い主もペットという言葉を用いる。いずれにせよ、犬や猫のような動物が、人間とどのような関係にある動物なのかということを明らかにすること自体が、本稿の目的の一部であり、ここでは一般的に使われるニュートラルな表現としてペットという言葉を使う。呼び方を変えることが問題含みですらありうるという示唆については Bok(2011), p. 791 n. 1.
- ² Singer(1996).
- ³ Regan(1983).
- ⁴ レーガンによれば、信念や欲求をもち、知覚や記憶の能力があり、自身の未来を含む未来の感覚があり、快苦の感覚を含む情緒的生活をおくり、選好と福利に関する利益をもち、自身の欲求や目的のために何かを始める能力をもち、通時的な自身の同一性を保ち、他人にとっての効用や利害の対象であることは論理的に独立な自分自身にとっての福利をもつような存在が、生の主体であるとされる。さらに、その存在がいったん生の主体として固有の価値をもつと認められたならば、その存在の経験がもつ価値にかかわらず、等しく固有の価値をもつ(Regan 1983, p. 243).
- ⁵ もちろん、功利主義においては、何が利益になるかはその存在がどのような存在であるかによって異なるし、ある行為がどのような影響をもたらすかは、対象が、周囲の

存在にどのような影響を与えるかに左右される。たとえばシンガーは、殺すこと自体が不正にならないような対象もいると論じている。そのため、等しい能力をもつ存在を等しく考慮に入れた結果として、人間との関わりの有無によって、配慮の内容に差が出ることはありうる。しかし、それでも功利主義においては、人間との関係自体が配慮の理由になっているわけではなく、あくまでも、快苦を感じる能力の等しさと、配慮によって生じる快苦の総量が問題になっている。

6. 本稿において家畜とは、人間が飼い意図的に繁殖させる牛や羊、馬、豚、山羊、家禽といった農業生産に役立つ畜類を指すものとし、犬や猫のような愛玩用の動物は、家畜ではなくペットと呼んで区別することにする。ただし、「家畜化された動物」は、ペットを含む。
7. たとえば、イタリアで人間と直接的な接触をもたずに生きる野犬化した犬の集団の生活を調査したある研究は、群れで生まれた子犬の生存率が低いことを示し、その群れのなかで個体数を維持することが困難であると示唆している。また、食料に関しても、野犬は主に人間の出したごみをあさっており、野生動物や家畜を捕食したという事実はなかったという (Boitani et al. 1995)。
8. 一例をあげるとすれば、乳牛は、乳の生産量の急激な増大により、乳房炎や関節炎といった病気にかかりやすくなっている (佐藤 2005, 19-24 頁を参照)。また、ある種のシチメンチョウは、あまりに巨大化するため、雄は交尾ができず、人工授精により繁殖される (正田 2010, 410 頁)。
9. Regan (1983), esp. pp. 248-249.
10. ペットの飼育そのものが道徳的に否定されるべきだと考える人もいるかもしれない。その点については、場合分けして考える必要があるだろう。まず、ペット飼育を目的にペットショップで動物を買うということは、ペット産業によって動物にたいして加えられる害を永続化させることに与する行為として否定されるべきだろう。しかし、遺棄された動物や保健所に持ち込まれた動物を引き取って飼う場合、この批判はあたらない。次に、ペットという存在自体の是非については、現在いるペットの是非とペットを存続させるかという問題に区別できる。動物は自然のままの状態で生きるべきであって人間社会の制約を受けるべきではないと考える人もいるだろう。しかし、現在存在するペットは、すでに人間によって世話をされるものが「自然」な状態であるような存在になっている。そのため、野生の動物を捕えてペットとして飼育するのでない限り、すでにペットである動物を飼育すべきでないとする十分な理由は考えにくい。一方、ペットという依存的な状態自体が悪いとして、ペットという存在を徐々に減らしていくべきだという考えもあるだろう。この点に関しては、依存の何が悪いかが問題だろう。後述のヒラリー・ボックは、依存が悪いとしたら、虐待をする飼い主に飼われる可能性があるという点のみであり、その場合は、悪用される可能性だけでその制度自体を否定することはできないと論じ、また、依存そのものが悪いという考えについては、独立が可能でもなく望んでもいない存在の依存がどのように悪いのか不明確であると論じている (Bok 2011, pp. 775-778)。
11. Singer (2009), pp. 225-227 [邦訳 287-288 頁]。
12. もしそれが、医療の配分などの問題で実際には不可能だということになったとしても、可能ならば道徳的にすべきことであるということには変わりない。また、サバンナの巡回は過酷だろうから、野生動物の苦痛を減らしても全体の幸福量が増えないかあるいはむしろ減じると考えるかもしれない。しかし、この計算がどのようにして説得的な仕方ですせるのか疑問が残る。巡回のために新しい雇用の機会が生まれるといった

積極的な側面も考えられるだろう。

13. Palmer (2011).
14. Palmer (2011), esp. p. 720.
15. パーマーはここで、トマス・ポッグが遠くの貧困への義務について論じる際の議論 (Pogge 2008) を援用し、野生動物の場合と類比的に論じている。そのポッグの議論とはつまり、遠くの国の貧困への義務は、われわれが、過度の不平等によって成り立つ制度的秩序の維持に手を貸している点で、実際に積極的に貧困層に害を加えていることへの補償の義務であるとする議論である。
16. Bok (2011).
17. Palmer (2011), esp. p. 706.
18. デイヴィッド・ドゥグラツィアもまた、動物をケージなどに閉じ込めること (confinement) について論じる際に、自分が意図的に行った閉じ込めによって責務が生じるという点に言及している (DeGrazia 2011, p. 742)。
19. ハリー・フランクファートやその他の論者の多くが、ニードについて以下のように論じている。ニードが道徳的に重要なのは、ニードが満たされなかったときに害が結果として生じるとき、そしてその害がその人の意図的なコントロールの外部にあるときに限る (Frankfurt 1998)。また、デイヴィッド・ウィギンズは、ニードが満たされなかったときに生じる危害の深刻さや、ニードの緊急性、ニードが基本的であること、ニードが確立されたものであること、そしてニードの代替可能性によってニードの重要性を評価する (Wiggins 1998)。
20. 必要とすることと単に欲することとは異なる。フランクファートは、B が欲しているが必要としているわけではない何かを A が必要としているときには、A のニードを満たすことの方が、B の欲求を満たすことよりも一見自明の仕方では道徳的に好ましいと主張する (Frankfurt 1998)。必要とするということは、客観的にもその充足の重要性が承認されるため、単に自分の欲求が満たされなくなるからという理由は、他者のニーズを満たさない理由にはならない。
21. もちろん、世界には基本的なニーズの満たされていない人が多くいるのだから、そのニーズを満たす方が、庭に現れた猫のニーズを満たすよりも優先されるべきだと考える人もいるだろう。しかし、この状況は、自分の目の前にいる存在が深刻な仕方では直接に私の助けを必要としている点で、切実な状況である。そのような訴えに回答しようとする動機は、積極的に評価できるはずである。自分と関わりのない存在に何らかの配慮をすることは、当然、倫理的に評価できる。しかしそのために、目の前で自分にたいして深刻なニーズを訴えている存在を軽視してしまったら、ニーズそのものの重要性が理解できなくなるのではないだろうか。自分にたいしてニーズを訴えている存在に回答することがよいこととして評価できるからこそ、遠くの人に配慮する必要性を理解することができるのであり、その逆なのではない。自分に向けられたニーズへの対応には動機づけられず、遠くの人に配慮するのでは、その配慮は、内実のない空虚で形式的なものになりかねない。この可能性を考えるならば、相手が動物であろうと、自分にたいするニーズをもっている相手に回答しようとすることは積極的に評価されてしかるべきだろう。
22. その動物が自覚的に人間に訴えているということではない。家畜化された動物のもつニーズであることによって、そのニーズは、はじめから人間に向けられたものとして理解される。家畜化された動物は、食料を自力で得る能力など、自然のなかで生き抜くための能力の多くを失っている。人間の手を借りなくては、出産することも難し

い場合がある。一方で、人間による選択的な繁殖により、家畜化された動物は、人間とよりうまく暮らすための能力や性質を身につけている。このような存在のニーズは、人間が満たすものとして人間によってつくられたものであり、人間に向けられていると理解することが自然である。

文献表

- Boitani, L. et al. "Population Biology and Ecology of Feral Dogs in Central Italy," in J. Serpell ed., *The Domestic Dog: Its Evolution, Behaviour and Interactions with People*, Cambridge University Press, 1995: 217-244. [J. サーペル編『犬—その進化, 行動, 人との関係』森裕司監修, 武部正美訳, チクサン出版社, 1999年]
- Bok, Hilary, "Keeping Pets," in T. L. Beauchamp and R. G. Frey eds., *The Oxford Handbook of Animal Ethics*, Oxford University Press, 2011: 769-795.
- DeGrazia, David, "The Ethics of Confining Animals: From Farms to Zoos to Human Homes," in T. L. Beauchamp and R. G. Frey eds., *The Oxford Handbook of Animal Ethics*, Oxford University Press, 2011: 738-768.
- Frankfurt, Harry, "Necessity and Desire," in G. Brock ed., *Necessary Goods*, Rowman & Littlefield Publishers, 1998: 19-32.
- Palmer, Clare, "The Moral Relevance of the Distinction between Domesticated and Wild Animals," in T. L. Beauchamp and R. G. Frey eds., *The Oxford Handbook of Animal Ethics*, Oxford University Press, 2011: 701-725.
- Pogge, Thomas, *World Poverty and Human Rights*, second edition, Polity, 2008. [T. ポグゲ『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか—世界的貧困と人権』立岩真也監訳, 生活書院, 2010年]
- Regan, Tom, *The Case for Animal Rights*, University of California Press, 1983.
- 佐藤衆介『アニマルウェルフェア 動物の幸せについての科学と倫理』精興社, 2005年.
- Singer, Peter, *Practical Ethics*, second edition, Cambridge University Press, 1996. [P. シンガー『実践の倫理(新版)』山内友三郎・塚崎智監訳, 昭和堂, 1999年]
- Singer, Peter, *Animal Liberation: The Definitive Classic of the Animal Movement*, HarperCollins Publishers, 2009. [P. シンガー『動物の解放 改訂版』戸田清訳, 人文書院, 2011年]

「動物との関係に応じた配慮の倫理的的重要性について」

正田陽一編『品種改良の世界史・家畜篇』悠書館，2010年。

Wiggins, David, “What Is the Force of the Claim That One Needs Something?” in G. Brock ed., *Necessary Goods*, Rowman & Littlefield Publishers, 1998: 33–55.